

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日:平成 27 年 1 月 30 日)

開催日及び場所		平成 26 年 12 月 5 日(金曜日) 4 階 第2 会議室			
委員		高島 剛一 (弁護士) 岡田 行雄 (熊本大学法学部教授) 土田 華寿磨 (公認会計士)			
審議対象期間		平成 26 年 7 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日			
審議対象案件		257 件 うち、1者応札案件 65 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件			
抽出案件		20 件 (抽出率 8%) うち、1者応札案件 6 件 (抽出率 9%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件 (抽出率 0%)			
抽出案件内訳	工事	一般競争		4 件 うち、1者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		指名競争	公募型指名競争		0 件
			工事希望型競争		0 件
			その他の指名競争		0 件
		随意契約		1 件 うち、1者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
	業務	一般競争		4 件 うち、1者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		指名競争	公募型競争		0 件
			簡易公募型競争		0 件
			その他の指名競争		0 件
		随意契約	公募型プロポーザル		0 件
			簡易公募型プロポーザル		0 件
			標準型プロポーザル		0 件
			その他の随意契約		1 件 うち、1者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
	物品・役務等	一般競争		10 件 うち、1者応札案件 6 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		指名競争		0 件	
		随意契約(企画競争・公募)		0 件	
		随意契約(その他)		0 件	
	(特記事項)				

各委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答等
	<p>① 治山工事の業者が指名停止となった理由が過失による粗雑工事とあるが、過失の判断は妥当か。</p> <p>② 粗雑工事が発覚したのは、引き渡し後か。また、補修工事は予算を追加したということか。</p> <p>③ 林道災害調査業務で、説明資料に記載の予定価格と予定価格調書の予定価格に差異があることについて説明願いたい。</p> <p>④ 総合評価落札方式で応札者の技術評価点は入札物件によって変動があるのか。また、調査設計業務の入札にはよくあることなのか。</p> <p>⑤ 保育間伐の入札について、落札率が99.9%となっているが、業者は予定価格を安易に推測できるのか。</p> <p>⑥ 労務単価の改定はしているのか。また、改定しているとすれば、民間の労務単価の改定から遅れて改定となるのか。</p> <p>⑦ 立木販売と造林請負事業の混合契約で、立木の販売額より造林にかかる経費の方が多く赤字となっていることについて、説明願いたい。</p> <p>⑧ スギ・ヒノキについて、伐採の時期に来ている箇所が多いのか。</p> <p>⑨ 境界検測の入札物件について、山中の境界はかなりの不明点があると考え。今回抽出された2物件だけではないと思うが、実際はどうか。</p> <p>⑩ 境界検測に当たっては、隣接が私有地の場合、所有者の立会のもと事業実施しているのか。</p>	<p>① 当該業者は、この工事を下請業者に発注。この下請業者が工事を完了せずに放棄したことから、急遽、別の業者に下請発注した。その時点で工期が間近となっていたが、工期までに間に合わせるため工事が粗雑となった。この業者は同時期にほか2箇所工事を行っていたが、しっかりした工事を行っていた。ただしこの工事箇所において、部分的に粗雑箇所があったものの、悪質ではないと判断し過失とした。なお、大分西部森林管理署が補修請求を行い、補修工事を完了している。</p> <p>② 発覚時期は引き渡し後である。当該業者の負担で補修工事を行った。</p> <p>③ 予定価格調書の予定価格は、消費税込みと消費税抜きの額を記載している。業者は消費税抜きで入札ため、予定価格調書の入札書に記載された金額と比較する価格と入札金額を比較することとなる。</p> <p>④ 技術評価点は、企業の実績、事業成績等と、当該事業に係る技術提案の内容、実施方針、配置する技術者の資格等により評価されるので、配置する技術者により技術評価点は変動する。調査設計業務だけでなく、工事の入札においても技術評価点の変動はみられる。</p> <p>⑤ 標準工期を公表している中で、これまで請け負った事業から単価を算定し入札していると考え。</p> <p>⑥ 林野庁からの通知で改定しているが、手続き上、民間の改定からは遅れて改定となる。</p> <p>⑦ 本来は利益とならなければならないが、現在の林業の厳しい実態である。</p> <p>⑧ 九州の国有林全体の70%が伐期に達している。</p> <p>⑨ 離島を主として再現が必要な箇所が多く残されていることから、予算等を踏まえ順次境界検測を行っている。山中での作業となることから、多くの経費と労力を要するが、今年度は8箇所を実施している。</p> <p>⑩ 事前に通知し、必要に応じて立会をお願いしている。実施にあたっては、過去の測量成果があることから、その数値を基に再現するという事となる。</p>

各委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答 等
	<p>⑪ 松くい虫防除（特別伐倒駆除）事業で、m3あたりの材積単価で入札しているが、松くい虫被害木の数量及び支払金額は確定しているのか。</p> <p>⑫ 物品役務の入札で主たる内容にシカネット設置とあるが、シカによる被害とはどのようなものか。また、駆除することはできないのか。</p> <p>⑬ 国有林がシカネットを設置したために、民有林へ侵入してきたなど、苦情はないのか。</p> <p>⑭ 請負事業は年度を越す契約はないのか。</p> <p>⑮ 補正予算があり、年度末に入札が集中すると、業者数に限りがあり不調の原因となるのではないか。社会保険の問題があると、更に応札する業者は減少するのではないか。</p> <p>⑯ 危険木・古損木処理、草刈り等を役務調達で随意契約をしているが、草刈り等の作業にも会計法第29条の3第4項（緊急等）を適用したのか。</p>	<p>⑪ この物件については事業実行中であるため、現時点では数量及び支払金額は確定していないが、支払いにあたっては被害木を全木計測し金額を確定している。</p> <p>⑫ 国有林の場合、造林木の食害や剥皮被害が深刻である。九州管内では猟友会等による狩猟、有害鳥獣捕獲により年間10万頭超駆除しているが増加しているのが実態である。</p> <p>⑬ そのような意見も僅かにあるが、地元関係機関との連携を含め対策を強化しているところである。</p> <p>⑭ 複数年契約とすることができる。国庫債務負担行為が認められた場合、実施している。市場化テストにより、保育間伐活用型で複数年の契約期間として契約している。</p> <p>⑮ そのような場合も考えられる。</p> <p>⑯ 草刈り等については、会計法第29条の3第4項（緊急等）は適用していない。同条第5項（少額随契）を適用している。</p>
<p>委員会による意見の具申又は 勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]</p>	なし	なし

事務局：九州森林管理局企画調整課